

環循規発第 1910114 号
環循施発第 1910113 号
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について
(通知)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

PCB を含有する塗膜を廃棄する際には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行う必要がある。

PCB を含有する可能性のある塗膜については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号通知）に基づき、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断基準をお示ししたところであるが、「ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について」（令和元年 6 月 27 日事務連絡）（別添参考）により、その適切な試料採取（サンプリング）方法は別途周知することとしていた。

今般、PCB を含有する可能性のある塗膜の低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に当たり、別紙のとおり適切な塗膜のサンプリング方法を策定したので通知する。

なお、本サンプリング方法は、低濃度 PCB 汚染物への該当性判断に加え、塗膜の PCB 濃度の把握においても適用するものであると同時に、今後実施する PCB を含有する可能性のある塗膜のサンプリングに適用するものであり、既にサンプリングに着手済みの施設について遡及させる必要はない。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(以上)

ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法

下記1～4の方法は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する可能性のある塗膜のサンプリングを実施する上での基本的な方法を示したものであり、事前調査において下記に示す情報以外の情報を収集することや下記に示すサンプリング数又はサンプリング量と異なるサンプリングを行う（分析に必要なサンプル量確保を前提とする）ことなど適切な方法により実施することを妨げるものではない。

1. 事前調査

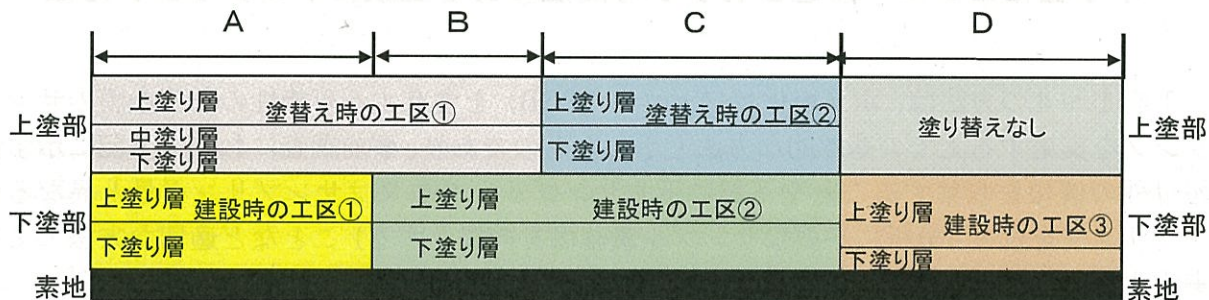
塗膜のサンプリングについては、対象施設毎に同一の塗膜構成毎に行うことを基本とする。なお、同一の施設においても複数の塗装系が適用されている場合や、過去に部分的な塗替え塗装が行われている場合があるため留意が必要である。塗膜構成の調査は、建設時の塗装工区、塗替え時の塗装工区等に係る情報（※）の確認、施設写真の参照、現地踏査の実施などにより行う。以上の方法で塗膜構成の把握が困難な場合においては、ケレン棒等の工具や剥離剤を用いて素地まで確認する（具体的な確認の単位については、塗膜構成が十分把握できるよう、塗装工事の情報等から判断すること）などの適切な方法により行う。

調査に当たり、複数の異なる塗装工区において、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられていることにより、塗膜構成が同一と判断されるものがある場合には、これらの塗膜構成を一つの塗膜構成として扱って差し支えない（例：下記イメージ図において、建設時の工区①と建設時の工区②がそれぞれ同じ層の数からなり、かつ、同じ塗装系であって同じ製造会社の塗料が用いられている場合、塗膜構成Aと塗膜構成Bは同じものとみなすことができる）。

（※）塗装工区等に係る情報の例

- ・ 施設の塗装歴表示
- ・ 架設年次等の情報が記載された銘板
- ・ 施設台帳
- ・ 設計時の建設図書
- ・ 補修履歴
- ・ 補修設計図書
- ・ 定期点検結果

<現況の塗膜構成（A～D）のイメージ>



2. サンプルング場所

事前調査に基づき、現況の塗膜構成毎に、塗装状態（塗膜の剥がれ等の状況）から、可能な限り、塗装の劣化等が比較的少なく、かつ直射日光や水掛かりの影響を受けにくい場所をサンプルング場所として選定する。その際、現況の塗膜厚が周辺よりも薄くなっている部位からのサンプルングは避ける。例えば、一般的な鉄桁橋の場合、塗膜が比較的健全であり、かつ直射日光を受けにくい内側面の腹板などの部位からサンプルング場所を選定する。

3. サンプルング数及び量

サンプルング数は、サンプルング場所ごとに 1 箇所以上とする。サンプルング量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とし、スクレーパー、ヘラ、ケレン棒等の工具を用いて適切に採取する。また、可燃性物質を貯蔵するタンク等については、塗膜を削り取る際に静電気や火花が生じ、火災や爆発等の事故につながるおそれがある場合や、作業において飛散防止効果が期待される場合など、実際の塗膜の除去工事においても剥離剤を使用することが望ましいと判断される場合には、サンプルングにおいて必要に応じ剥離剤を使用することもできる。

また、事前に分析会社との間でサンプルング方法（乾燥・湿潤等）や、分析に必要なサンプル量について協議すること。

4. 分析

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）（令和元年 10 月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）」等に基づき、PCB 汚染物への該当性を判断するとともに、PCB 濃度を適切に把握するものとする。

令和元年6月27日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長ポリ塩化ビフェニルが含有している可能性のある塗膜について
(事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

PCB 汚染物については、「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（通知：環循規発第 1903283 号、環循施発第 1903281 号）により、その該当性判断基準をお示ししたところである。

本年5月22日の参議院決算委員会において、添付のとおり、PCB 汚染物のうち PCB を含有した塗膜（PCB 含有塗膜）については、その施設の部位によって PCB 濃度に濃淡がある場合は、特定の部位の PCB 濃度のみによって当該施設全体の塗膜の PCB 汚染物への該当性を判断することは適当ではないとの指摘がなされたところである。このため、PCB 含有塗膜に係る PCB 汚染物への該当性の判断における塗装の方法等に応じた適切な試料採取方法を周知することとしているが、それまでの間、留意されたい事項について下記のとおりお知らせする。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- ① 製品としてPCBを含有する塗料（PCB含有塗料）は、昭和41年から昭和47年まで製造された塩化ゴム系塗料の一部に使用され、これらは昭和49年までの塗装に使用された可能性がある。
- ② 以下の施設・設備のうち、昭和41年から昭和49年までに建設又は塗装されたものにPCB含有塗料が使用された可能性がある。
 - 鋼製橋梁
 - 鋼製洞門
 - 排水機場の鋼構造物

- 鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）
- 水門・鉄管の鋼構造物
- 鋼製船舶

③ ②の施設・設備においてPCBの染み込み又は付着等が確認された場合は、当該施設・設備全体の塗膜がPCB汚染物に該当するものとして安全側で取り扱うこととされた。

(以上)

第百九十八回国 参議院 決算委員会 會議録 第八号

令和元年五月二十二日(水曜日) 午後一時開会

委員の異動

五月二十日

小西 洋之君

浜口 誠君

熊野 正士君

浅田 均君

五月二十一日

宇都 隆史君

中西 祐介君

又市 征治君

五月二十二日

石井 浩郎君

矢田わか子君

杉 久武君

久武君

補欠選任

青山 繁晴君

元榮太一郎君

川田 龍平君

補欠選任

井原 巧君

木戸口英司君

宮崎 勝君

補欠選任

岩井 茂樹君

豊田 俊郎君

西田 昌司君

伊藤 孝忠君

竹谷とし子君

仁比 聡平君

補欠選任

青山 繁晴君

井原 巧君

石井 浩郎君

島村 大君

補欠選任

又市 征治君

矢田わか子君

杉 久武君

行田 邦子君

補欠選任

青山 繁晴君

元榮太一郎君

川田 龍平君

補欠選任

井原 巧君

木戸口英司君

宮崎 勝君

補欠選任

岩井 茂樹君

豊田 俊郎君

西田 昌司君

伊藤 孝忠君

竹谷とし子君

仁比 聡平君

補欠選任

青山 繁晴君

井原 巧君

石井 浩郎君

島村 大君

補欠選任

青山 繁晴君

井原 巧君

石井 浩郎君

島村 大君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

國務大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)

環境大臣

復興大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

副大臣

復興副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

石田 真敏君

原田 義昭君

渡辺 博道君

野上浩太郎君

浜田 昌良君

左藤 章君

鈴木 馨祐君

そのだ修光君

二之湯 智君

馬場 成志君

藤井 基之君

藤末 健三君

古川 俊治君

松下 新平君

宮本 周司君

元榮太一郎君

小川 勝也君

風間 直樹君

川田 龍平君

木戸口英司君

古賀 之士君

矢田わか子君

秋野 公造君

宮崎 勝君

石井 苗子君

行田 邦子君

高木かおり君

吉良よし子君

厚生労働副大臣

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

事務局側

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府子ども子育て本部審議官

宮内庁長官官房審議官

復興庁統括官

復興庁統括官

復興庁統括官

復興庁審議官

総務大臣官房総括審議官

総務大臣官房総括審議官

策立案総括審議官

総務大臣官房地域力創造審議官

高階恵美子君

長尾 敬君

安藤 裕君

笹嶋 正君

藤原 通孝君

向井 治紀君

阪本 克彦君

二宮 清治君

黒田 岳士君

米澤 健君

川又 竹男君

小山 永樹君

末宗 徹郎君

東 潔君

小山 智君

角田 隆君

宮地 毅君

安藤 英作君

横田 信孝君

佐々木 浩君

総務省行政管理局長

総務省行政評価局長

総務省自治行政局長

総務省自治財政局長

総務省自治税務局長

総務省総合通信基盤局長

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

厚生労働省政策統括官

林野庁国有林野部長

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房技術審議官

国土交通大臣官房技術審議官

国土交通省道路局長

国土交通省港湾局長

観光庁観光地域振興部長

環境大臣官房環境保健部長

環境省地球環境局長

環境省水・大気環境局長

堀江 宏之君

讃岐 建君

北崎 秀一君

林崎 理君

内藤 尚志君

谷脇 康彦君

田畑 一雄君

本多 則恵君

椎葉 茂樹君

藤澤 勝博君

小坂善太郎君

眞鍋 純君

五道 仁実君

徳永 幸人君

榊 真一君

下司 弘之君

平岡 成哲君

梅田 珠実君

森下 哲君

田中 聡志君

第十四部 決算委員会会議録第八号 令和元年五月二十二日

【参議院】

○理事(西田昌司君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、矢田わか子君が委員を辞任され、その補欠として木戸口英司君が選任されました。

○秋野公造君 公明党の秋野公造でございます。お役に立てるように質疑をしたいと思っております。

今日は、原田大臣、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

PCBについてお伺いしたいと思います。このPCBは、電気絶縁性が強く、燃えない、安定性が高いということで広く用いられてきました。

水に溶けず脂肪に溶けるといって、体に一度入るとなかなか排せつすることができなくなるということ、そして安定しておる性格上、一度例えば皮下脂肪などに入りますと、いつまでも刺激を与え続けるということ、治らない、そういう問題もありまして、黒い赤ちゃん、みんな本当に気の毒だと思っております。二度と繰り返してはならない、しっかりとPCBの処理をしていかなければならないわけでありまして。

今日、資料の中に通知を提出してございます。その後には国会の会議録もお示ししておりますが、かつてはPCBがあればPCBの汚染物として処理をするとしていたものを、通知によって含有濃度が〇・五ミリグラム・パー・キログラム以下のものは低濃度PCBの汚染物に該当しない、そういう整理をしたものであります。

まず、この通知を發出するに至った経緯についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。低濃度PCB廃棄物につきましては、その処理した後の処理物の濃度基準、いわゆる卒業基準は規定されておりますが、今御指摘のありました、何が低濃度PCB廃棄物に該当するかという該当性の判断基準は、今まで一部の廃棄物を除いてこれまで明確になっておらず、自治体が判断が分かれておることから課題となっております。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。それでPCB廃棄物の適正な処理の推進における支障となつてきたことから、今般、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準を明確化したところでございます。

○秋野公造君 塗膜についてお伺いしたいと思います。まず、新たな判断基準、新たに示された判断基準でPCB非該当とされた塗膜による環境中のPCB排出量、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。ただいま御指摘のありました判断基準によりまして低濃度PCB廃棄物に当たらないと判断された塗膜につきましては、通常の産業廃棄物としてその性状に応じて廃プラスチック類あるいは汚泥に分類されることとなります。これらにつきましては、基本的には焼却処理をされて判断基準以下で存在しているPCBも分解されるということでありまして、環境中に排出されることはないと考えております。

○秋野公造君 これまで低濃度PCB廃棄物は八百五十度二秒の燃焼で処理してきたかと思えますけれども、通常の産廃で扱いますとどのように燃焼することになりますか。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。廃棄物処理法の施行規則によりまして、技術上の基準、維持管理基準が定められておりまして、通常の産業廃棄物処理施設におきまして、燃焼ガスの温度を八百度C以上、二秒以上の滞留ということとされてございます。

○秋野公造君 この八百度二秒でPCBは分解されるかと考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(山本昌宏君) 八百度C以上で滞留時間二秒以上の条件によりまして微量PCB含有油のPCBは分解されるということが技術的には確認されてございます。

○秋野公造君 焼却されずに埋立処分をされるものはありませんか。その対応について見解を伺います。

○政府参考人(山本昌宏君) 多くは焼却されてい

ると考えますが、非該当と判断された塗膜のうち、一部の汚泥について埋立処分が行われることというのは考えられます。

ただ、仮に埋立処分される場合におきましても、管理型あるいは遮断型最終処分場において行われることとなりますので、まず、管理型最終処分場につきましては、浸出液の処理設備を設けて、放流水が排水基準に適合するということがなっておりますので、PCBや鉛が混入した汚泥が仮に埋立処分をされても、各有害物質に係る排水基準に適合するように水処理が行われることとなっております。

また、遮断型最終処分場におきましては、地下水等から遮断された形で埋立処分されることから、環境中に流出するおそれはないと考えております。

○秋野公造君 今までの話は、PCBの濃度が一様であるという場合に限られる話になるかと思っております。私が問題意識を持つているのは、資料をカラーでお示しているものを御覧いただけたいと思っております。

塗膜を、先ほど申し上げましたけれども、濃度の濃淡があるものについては高濃度のPCBが混入する可能性があるのではないかというのが私の問題意識でありまして、例えば、たまたま薄いと

ころを測定をして、それでもつて例えばPCB非該当であったりするようなことがあつてはならないというところであります。この塗膜の取扱いは

ついては、この塗膜のPCB濃度分析の取扱いは

については基準を示すべきではないかということ

を御指摘しておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) お答えいたします。御指摘のありましたように、塗膜につきましては、場所によって濃淡があるということがございますので、事業者が試料採取すべき箇所や数を現場で個別に判断した上でPCB濃度を分析して、その濃度に応じた処理が実施されているということではあります。御指摘のとおり、施設の部位

でありましてか塗装の塗り替えの頻度、あるいは使用された塗料の種類等に依りて区分けをするなど、合理的な方法によりサンプリングしたものを分析してPCB濃度を把握することは必要だと考えております。

現在、御指摘も受けまして、適切なサンプリングの方法につきましては検討に着手しております。速やかに結論を得た上で周知を図ってまいりたいと考えております。

○秋野公造君 提案を対応していただけたということは感謝を申し上げますが、問題は、その基準が示されるまでの間、どうするかということでありまして。

大臣にお伺いしたいと思います。

この昭和四十一年から例えば四十九年の辺り、この頃の塗料の中にはPCBが含まれている可能性があり、先ほど申し上げたとおり、高濃度PCBといったものも混入する可能性は私にはないかと思っております。この基準が示されるまでの塗膜の取扱いは、現状どおり、ポリ塩化ビフェニルの染み込み又は付着等が確認できればPCB汚染物に該当するとして処理をするような、そんな考え方があつてもいいのではないかと私は考えますが、大臣の御見解、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(原田義昭君) これまでPCB汚染物の該当性の判断基準が一部明確でなく、適正な処理の支障となつていたために、今般、判断基準を定めました。その必要性について御理解いただきたいと考えております。

また、御指摘の塗膜のサンプリング方法につきましては、速やかに結論を得た上で周知を図ってまいりたいと思っております。

また、御指摘の塗料が使われた施設についても、自治体に対する注意を周知いたします。

なお、サンプリング方法を周知するまでの間、自治体が、入念なサンプリングの代わりに、PCB染み込み又は付着等の確認をもって全体をPCB汚染物に該当するものとして常に安全側で取り

扱うということも、むしろそちらの方が望ましいのではないかと、こう考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。

大臣の今の御答弁のあった塗膜の取扱いに対する考え方についても自治体に周知しますが、御見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) ただいま御答弁申し上げた内容につきましては、情報を整理の上、自治体に周知してまいります。

○秋野公造君 どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。

国土交通省は、橋梁等の対応についてどのような対応されるおつもりか、考え方を伺いたいと思います。

○政府参考人(榊真一君) お答えを申し上げます。国土交通省におきましては、橋梁の塗装塗り替え工事におきまして、塗装に含まれるPCBや鉛の飛散を防止するため、工事着手前までに、塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い、PCB等の含有について確認することとしております。

また、PCB等が含有していることが確認された場合には、厚生労働省が定めた作業上の安全に関する基準に基づいて作業を行うこととしております。

さらに、工事で剥ぎ取ったPCB等を含む塗膜の処理については、平成二十八年七月に閣議決定されたPCB廃棄物処理基本計画及び関係法令に基づき、適切に廃棄処理を進めております。

国土交通省におきましては、従前と変更なく、PCB等を含む塗膜については、従前と適切に処理を進めてまいりたいと考えております。

○秋野公造君 ありがとうございます。国がこの安全域で処理を行うということは、国民に対して安心、安全を与えることになるかと思えます。どうぞよろしくお伺いを申し上げます。

一方で、このPCBの処理に当たり、この鉛を含有しているものにつきまして、鉛を含有してい

ますと、例えば炉を傷めるといったようなことあるとは聞いておりました、それによって、鉛も含有していると受入れをなかなか渋つたりするよな例もあると聞いております。

鉛を含有した塗膜を適正に処理する体制は十分に確保されているのか、見解をお伺いします。

○政府参考人(山本昌宏君) お答え申し上げます。今御指摘のありました鉛を含有した塗膜につきましては、現在、十三のPCBの無害化処理認定事業者がおりまして、それぞれで塗膜処理を行っている。鉛の観点からは、塗膜処理の本格実施に先立ちまして、塗膜を試験的に処理して、ばいじん中の鉛の溶出量を測定して、溶出基準を超過しないと確認していることと聞いております。

また、これらの無害化処理認定事業者は、焼却過程への鉛等の重金属の投入量を調整するというところで、ばいじん中の鉛の溶出量が基準を超過しないように配慮しながら塗膜処理が実施されていることと承知しております。

ただ、PCB、鉛が含有しているということでありまして、鉛精錬等の技術を持っていて考えられる処理施設においてその多くが処理されている、こういう実態があるということと承知しております。

○秋野公造君 ということになりましたと、炉がありまして鉛も含めて処理がしやすくなるということとありまして。

私は、一度質疑もさせていただきましたが、例えば鉛を処理して回収して再利用するといったことは非常に重要なことだと思っております。

鉛だけでなく、ほかのものも処理、回収できるとより良いのではないかと、ちよつと今日資料を付けるべきでありましたが、有用金属と有害金属を沸点、融点の差から分けることができる溶融還元熱分解炉といったものを用いることができるならば、PCBの処理も鉛の処理も、それぞれ先ほど申し上げた有用金属、有害金属を分けるようなそういうことにつながり、このPCB

及び鉛の廃棄物の処理の推進につながるかと思いますが、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山本昌宏君) 御指摘のような処理技術につきまして、個別の処理業者より無害化処理施設の認定申請をいただいた場合には、認定要件に照らしまして、また実証試験の結果等を踏まえて、専門的な者の意見を聞いた上で、科学的、技術的知見を含めた総合的な判断がなされることにはなりません。

ただ、今御指摘のありました溶融還元熱分解法、これは過去に個別の企業が開発したもので、環境省のPCB等処理技術調査検討委員会において技術評価済みのものがございます。これにつきまして、PCBの分解を可能とする処理システムであることが認められておりますと同時に、処理の過程で鉛を回収することも可能だということと、資源循環に資するものと承知しております。

今後、こうした金属回収の技術等が活用されることにより、PCB汚染物だけでなく、鉛含有廃棄物の処理が一層促進されるものと考えております。

○秋野公造君 是非よろしくお伺いをしたいと思います。もう一つ資料を一番最後に付けてございます。

それは、先ほど申し上げた塗膜を剥がす際に使用する、この論文のページ目を開けていただきますと、ベンジルアルコール、これが三四・八%も含まれていたというところで急性ベンジルアルコール中毒を来したという一例の論文であります。

要旨のところを見ていただきますと、この使った方、気管挿管となつて人工呼吸器まで陥つたというところ、二十四日後に退院でありますので、かなり長期の入院を要したということ、ベンジルアルコール中毒の治療の論文がないということと、かえりまして、医療として確立されたものもなかなかないということとを考えると、起こしてはならないことだと思えます。

この論文の二ページ目を見ていただきますと、例えば目張りをした閉鎖環境で使われたというこ

とでありまして、お医者さんでありますから、この論文を書いた先生方は、一番最後のページ御覧いただきますと、閉鎖空間の開放ができたならばということを書いておられますが、飛散させてはならないということとを考えると、それなかなか難しい、できないような状況であったということとあります。

私は、これは命に関わる事例でありますので、この再発防止の観点から、労働現場での使用方法について広く注意喚起すべき例ではないかと思えますが、御見解、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(榊真一君) お答えさせていただきます。職場におきまして化学物質を取り扱う際には、安全データシート、いわゆるSDSの危険有害性情報に基づきましてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく健康障害防止対策を講じるよう、事業者に対して広く周知、指導しているところでございます。

塗膜の剥離等の作業におきまして、湿潤化のために剥離剤等を使用する場合には、当然これらの措置を実施していただく必要がありまして、作業の内容に応じて、空気呼吸器等の十分な性能を有する呼吸器用保護具を使用するなどの暴露防止措置を講じていただくことが必要でございます。

今回、議員御指摘の事案も踏まえつつ、引き続き、化学物質による健康障害防止対策について広く周知、指導していきたいと考えております。

なお、今回、このベンジルアルコールにつきましては、厚生労働省で運営しております職場のあんぜんサイトにモデルSDSを掲載しているところでございますが、この情報につきまして、今回御指摘いただいた症例報告など最新の知見を踏まえて情報の更新を行い、周知を図っていくこととしたいと考えているところでございます。

○秋野公造君 PCB処理を行うためにはどうしてもこの剥離剤が必要でありまして、三四%もこのベンジルアルコールが入っていると、酸素分